

長与町子ども・子育て支援事業計画

(平成27年3月策定)

【中間見直し】

平成29年9月

長与町住民福祉部 子ども政策課

1. 「長与町子ども・子育て支援事業計画」（平成27年3月策定）について

「長与町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「計画」という。）は、「子ども・子育て支援法」（以下、「支援法」という。）の基本理念及び子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与するよう、教育・保育の提供体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を総合的かつ計画的に行うために策定するものです。

また、平成27年4月から開始された「子ども・子育て支援新制度」は、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つの柱で構成されており、子どもと子育てについて総合的に支援していくための新しいしくみで、すべての市町村は「計画」を策定し、「子ども・子育て会議」を設置するなど、広く町民の意見を聴きながら、計画的に事業を実施していくこととなります。

【子ども・子育て支援給付】 → 幼児期の学校教育・保育の総合的な提供と保育の量的拡大・確保

- 児童手当
- 教育・保育給付（施設型給付・地域型保育給付）

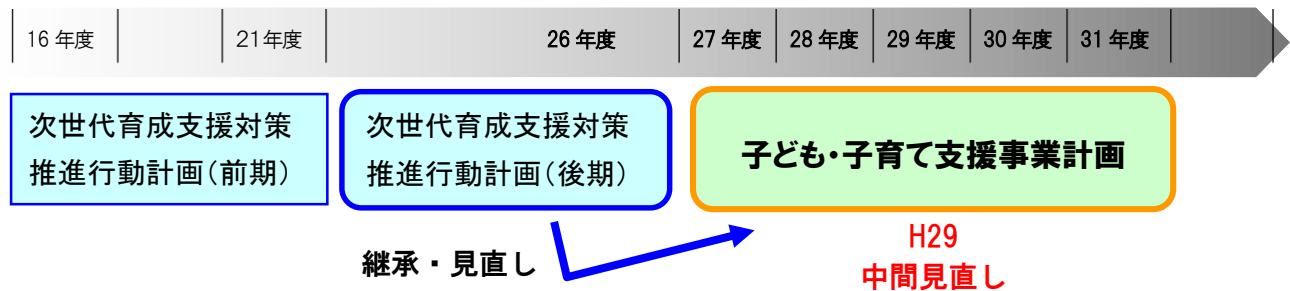
【地域子ども・子育て支援事業】 → 地域の子育ての充実

○共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援するため、地域の子育て支援の充実が図られ、利用者支援をはじめ13事業が法定化されました。

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業等
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児保育事業
- ⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

2. 計画の期間について

平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）の5か年です。



3. 「長与町子ども・子育て会議」について

【設置等】

支援法第77条第1項に基づき、「長与町子ども・子育て会議」を設置しています。本会議では、支援法第77条第1項各号に規定する事項のほか、本町の子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項について、事務を掌握します。

(長与町子ども・子育て会議条例 第1条・第2条)

【組織】

子ども・子育て会議の委員は15人以内をもって組織し、委員は子どもの保護者、子ども・子育て支援関係者及び学識経験者等のうちから、町長が委嘱します。

(長与町子ども・子育て会議条例 第3条)

(参考) 長与町子ども・子育て会議の開催状況

平成26年 2月17日	平成25年度第1回	子ども・子育て支援事業について
平成26年 3月24日	平成25年度第2回	計画策定のためのニーズ調査結果 計画策定スケジュール
平成26年 5月29日	平成26年度第1回	計画策定スケジュール
平成26年 8月 7日	平成26年度第2回	子ども・子育て支援事業の条例案 子ども・子育て支援事業の「量の見込み」
平成26年10月 7日	平成26年度第3回	子ども・子育て支援事業の見込み量の確保方策
平成27年 2月26日	平成26年度第4回	計画(案)
平成28年 3月30日	平成27年度第1回	計画の点検・評価
平成28年 2月15日	平成28年度第1回	計画の点検・評価
平成29年 8月29日	平成29年度第1回	計画の中間見直し作業・協議

4. 計画の推進について

(1) 進行管理・評価

- ◇長与町子ども・子育て事業計画は、策定後、町民に速やかに公表します。
- ◇各年度の施策・事業の実施状況、教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況などやこれらの実績等により、長与町子ども・子育て会議において、第三者としての点検・評価を行います。
- ◇計画期間内の中間年を目安として、事業計画に基づく認定区分ごとの人数など、計画と見込みとのかい離が大きい場合は見直しを行います。
- ◇これらの見直しは、町ホームページなどにより広く町民に公表します。



(2) 関係機関等との連携

- ◇庁内関係課との連携を図ることはもちろんのこと、児童相談所、保健所、教育機関、警察などとの緊密な連携を図ります。
- ◇ひとり親家庭（母子・父子家庭）の自立支援、障害児など特別な支援が必要な子どもの施策などについて、県が行う施策との連携を図ります。
- ◇広域利用の観点からも情報の共有に努め、近隣市町等との協調・連携を図っていきます。



長与町子ども・子育て支援事業計画（H27.3月策定）の中間見直しについて

はじめに…

「計画の中間見直し」とは？



市町村子ども・子育て支援事業計画（H27～H31）については、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、「法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、認定区分に係る量の見込みと大きくかい離（10%以上）している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行う」こととなっています。

したがって、計画期間の中間年にあたる平成29年度中に、当初見込んだ児童数、認定者数及び各種事業計画等について、点検・評価をし、見直す作業が必要になります。

なお、見直しに当たっては、子ども・子育て会議等により協議を行い、適切に判断することとなっております。

「教育・保育の認定区分」とは？



認定区分		対象	該当する施設
1号 (3～5歳)	○教育標準時間認定	2号認定以外のもの	幼稚園
			認定こども園
2号 (3～5歳)	○保育短時間認定	保護者の労働又は疾病その他の事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難なもの	保育所
	○保育標準時間認定		認定こども園
3号 (0～2歳)	○保育短時間認定 ○保育標準時間認定	保護者の労働又は疾病その他の事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難なもの	保育所
			認定こども園
			小規模保育等

(1) 教育・保育事業の見直しについて

①児童数の見込み [見直し]

見直し状況 (結果)

【平成30年度】

区分	0歳	1歳・2歳	3歳～5歳	6歳～8歳	9歳～11歳
当初計画 (人)	399	780	1,139	1,183	1,242
見込み (人)	401	845	1,246	1,212	1,255
かい離 (%)	100.5%	108.3%	109.4%	102.5%	101.0%

※見直し【なし】

【平成31年度】

区分	0歳	1歳・2歳	3歳～5歳	6歳～8歳	9歳～11歳
当初計画 (人)	397	784	1,138	1,171	1,213
見込み (人)	401	843	1,244	1,210	1,252
かい離 (%)	101.0%	107.5%	109.3%	103.3%	103.2%

※見直し【なし】

見込み(H30-31)の算出根拠

A. 各年度における長与町の人口 (推移)

年度	総人口	人口増減 (前段比)	伸び率 (前段比)
2010 (平成22年)	42,538人		
2015 (平成27年)	42,478人	△60人	-0.14%
2020 (平成32年)	42,088人	△390人	-0.91%
2025 (平成37年)	41,423人	△665人	-1.58%
2030 (平成42年)	40,563人	△860人	-2.07%

資料：長与町人口ビジョン

B. 各年度における長与町の年齢別人口 (見込み)

*各年4月1日現在

年度	0歳	1歳・2歳	3歳～5歳	6歳～8歳	9歳～11歳
2016 (平成28年)	401人	875人	1,228人	1,252人	1,232人
2017 (平成29年)	401人	853人	1,249人	1,214人	1,257人
2018 (平成30年)	401人	845人	1,246人	1,212人	1,255人
2019 (平成31年)	401人	843人	1,244人	1,210人	1,252人

資料：長与町人口ビジョン ほか

②支給認定数（量）の見込み [見直し]

見直し状況（結果）

【平成30年度】 ※見込み=B×C

年度	1号認定 (3～5歳児)	2号認定 (3～5歳児)	3号認定	
			1・2歳	0歳
当初計画（人）	535	583	287	101
見込み（人）	573	623	431	148
かい離（%）	107.1%	106.9%	150.2%	146.5%

※見直し【あり】 3号認定数 [量]

【平成31年度】 ※見込み=B×C

年度	1号認定 (3～5歳児)	2号認定 (3～5歳児)	3号認定	
			1・2歳	0歳
当初計画（人）	534	583	287	101
見込み（人）	572	634	434	150
かい離（%）	107.1%	108.7%	151.2%	148.5%

※見直し【あり】 3号認定数 [量]

見込み(H30・31)の算出根拠

C. 各認定区分における支給認定割合（見込み）

【基準】平成28年度支給認定等割合（実績）

年度	1号認定 (3～5歳児)	2号認定 (3～5歳児)	3号認定	
			1・2歳	0歳
2016（平成28年）	44.5%	47.4%	50.3%	35.9%

- 平成28年度の支給認定等割合の実績（上記）をもとに、認可外保育施設利用者、事業所内保育施設利用者及び社会増減に伴う長与町の現状等を踏まえ、平成28年度実績に補正を加えて、支給認定等割合（見込み）を下記のとおり算出。

*補正一国の「子育て安心プラン」においては、女性（25歳～44歳）の就業率80%に対応できる受け皿を整備し、待機児童を解消することとしている。

補正は、プランに基づく女性の就業率の上昇や町の社会情勢を想定して見込むもの。

年度	1号認定 (3～5歳児)	2号認定 (3～5歳児)	3号認定	
			1・2歳	0歳
2018（平成30年）	46.0%	50.0%	51.0%	37.0%
2019（平成31年）	46.0%	51.0%	51.5%	37.5%

(2) 地域子ども・子育て支援事業の見直しについて(H29.2.15 当会議により点検・見直し)

①利用者支援事業

事業の概要	<p>子ども及びその保護者等又は妊産婦がその選択に基づき、教育、保育、保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う事業。事業には、3種類があり、業務内容は以下のとおり。</p> <p>(1) 基本型 子ども及びその保護者等が、教育若しくは保育施設又は地域の子育て支援事業の円滑な利用を図る寄り添い型の支援事業</p> <p>(2) 特定型 待機児童の解消等を図るため、主として保育に関する施設又は事業の円滑な利用を支援する事業</p> <p>(3) 母子保健型 妊娠期から子育て期における母子保健及び育児に関する専門的な相談支援事業並びにこれに伴う支援体制の構築</p>		
本町の現状	<p>平成29年度から、役場こども政策課内に「子育て世代包括支援センター」を設置し、従来実施していた母子保健型に基本型を追加して、利用者支援事業の拡充を図っている。子育て世代包括支援センターでは、助産師や保育士等の専門職を配置することにより、より充実した総合相談窓口として、個別ニーズの把握や利用者の立場に立った総合的な利用者支援を行っている。</p>		
計画と 実績の見込み (点検・評価)	H27	3 か所	実績【見込み】 1 か所
	H28	3 か所	1 か所
	H29	4 か所	1 か所
	H30	4 か所	1 か所
	H31	4 か所	1 か所

※見直し【あり】

見直し内容

実施か所数については、計画当初、町内3か所で実施している地域子育て支援拠点事業〔子育て支援センター〕(※次頁参照)を含めて計上していたが、上記概要のとおり、国が示す利用者支援事業の内容が明確化され、別々の事業として位置づけられているので、実施か所数の見直しを図る。

〔子育て世代包括支援センター〕とは…

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、総合的相談支援を提供するワンストップ拠点であり、地域の特性に応じて、切れ目なく支援すると同時に、必要な情報を共有して必要なサービスを円滑に利用できるよう、きめ細かく支援する相談窓口で、厚生労働省が全国各地への設置を進め、おおむね平成32年度末までに全国展開を目指している。

②地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

事業の概要	乳幼児及びその保護者が、相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。		
本町の現状	長与町子育て支援センターとして、3か所で開設し、実施している。 ○おひさまひろば（高田保育所） ○さくらんぼ（長与保育園） ○でんでんくらぶ（あじさい保育園）		
計画と実績の見込み (点検・評価)		H27 事業計画 *0~2歳児	実績 [見込み] *0~2歳児
	H27	3か所 (月延べ1,471人利用)	3か所 (月延べ1,073人利用)
	H28	3か所 (" 1,470人 ")	3か所 (" 1,063人 ")
	H29	4か所 (" 1,455人 ")	3か所 (" 1,320人 ")
	H30	4か所 (" 1,455人 ")	3か所 (" 1,320人 ")
	H31	4か所 (" 1,458人 ")	3か所 (" 1,320人 ")

※見直し【なし】

③妊婦健康診査

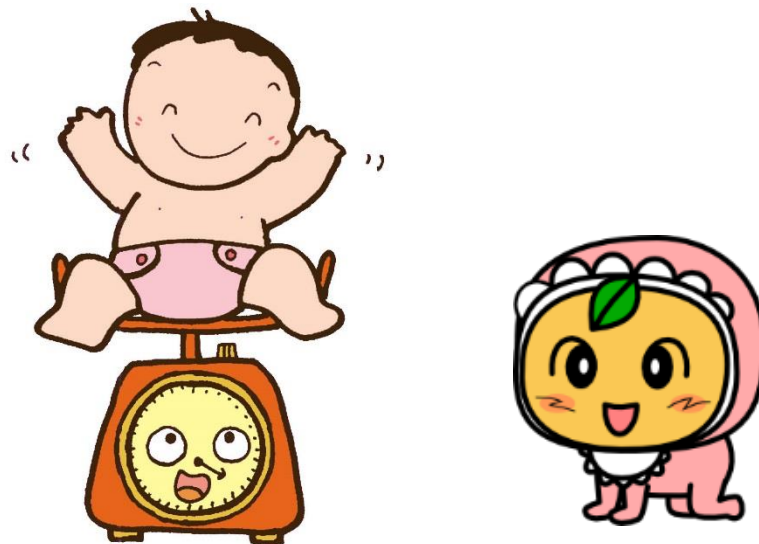
事業の概要	母子保健法第13条に基づき、妊産婦の健康の保持・増進を図るため、健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に応じた医学的検査を行う事業。		
本町の現状	国が定める基準に沿って、妊娠初期から出産まで14回の健診があり、県知事と長崎県医師会等との協定により、県内医療機関で実施している。 (県外の医療機関受診分は、償還払で対応)		
計画と実績の見込み (点検・評価)		H27 事業計画	実績 [見込み]
	H27	(母子健康手帳交付) 426件 (検診回数) 5,964回	(母子健康手帳交付) 420件 (検診回数) 5,388回
	H28	(母子健康手帳交付) 422件 (検診回数) 5,908回	(母子健康手帳交付) 432件 (検診回数) 5,294回
	H29	(母子健康手帳交付) 423件 (検診回数) 5,922回	(母子健康手帳交付) 427件 (検診回数) 5,978回
	H30	(母子健康手帳交付) 426件 (検診回数) 5,964回	(母子健康手帳交付) 428件 (検診回数) 5,992回
	H31	(母子健康手帳交付) 421件 (検診回数) 5,894回	(母子健康手帳交付) 425件 (検診回数) 5,950回

※見直し【なし】

④乳児家庭全戸訪問事業

事業の概要	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。		
本町の現状	<p>「こんにちは赤ちゃん事業」として、母子保健推進員が生後4か月以内の乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児支援情報の提供や育児の悩みに対応している。支援が必要な場合には、保健師が訪問し、養育支援訪問事業につなげている。</p> <p>また、出産直後の母子への心身のケア及び育児サポートを充実させることができるよう、研修等により母子保健推進員のスキルアップを図ると共に、訪問率の向上に努めている。</p>		
計画と 実績の見込み (点検・評価)	H27 事業計画		実績 [見込み]
	H27	(訪問件数) 439 件	(訪問件数) 452 件
	H28	(") 435 件	(") 427 件
	H29	(") 436 件	(") 440 件
	H30	(") 439 件	(") 441 件
H31	(") 437 件	(") 441 件	

※見直し【なし】



⑤養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会

その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

<p>事業の概要</p>	<p>養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言及び家事支援等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。</p> <p>子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）は、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業。</p>
<p>本町の現状</p>	<p>養育支援訪問事業により、養育支援が必要と思われる母親や児童に対し、育児相談や簡単な家事等の援助を行うことで育児不安の軽減を図り、ひいては児童虐待予防を図る支援を行っている。</p> <p>また、西彼福祉事務所や保健所、警察署、医師会、小中学校、保育所（園）、人権擁護委員、民生委員児童委員、母子保健推進員及び町内関係部署の各関係機関により構成される「要保護児童対策地域協議会」を設置し、代表者会議のほか、定期的な状況の検討を行う「実務者会議」、個別に検討が必要なケースについての「個別ケース検討会議」を開催している。</p>

		H27 事業計画	実績 [見込み]
<p>計画と実績の見込み (点検・評価)</p>	H27	(訪問実件数) 10人	(訪問実件数) 85人
	H28	(") 10人	(") 44人
	H29	(") 10人	(") 80人
	H30	(") 10人	(") 80人
	H31	(") 10人	(") 80人

※見直し【あり】

見直し内容

核家族や地域とのつながりが希薄化したことなどを背景に、子育ての孤立化が進み、支援を必要としている世帯が増えてきている。子育て世代包括支援センターの開設等に伴い、各支援機関との連携が強化され、要支援世帯の把握ができ、相談件数が増えたため、見直しを図る。

⑥子育て短期支援事業

事業の概要	保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業。 (1) 短期入所生活援助事業（ショートステイ事業） (2) 夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）		
本町の現状	ショートステイ事業、トワイライトステイ事業いずれも、長崎市内のマリア園、明星園、西山台保育園及び浦上養育院の4か所に業務委託している。		
計画と実績の見込み (点検・評価)		H27 事業計画	実績【見込み】
	H27	(延利用者数) 14 人日	(延利用者数) 0 人 0 日
	H28	(") 14 人日	(") 2 人 14 日
	H29	(") 14 人日	(") 14 人日
	H30	(") 14 人日	(") 14 人日
	H31	(") 14 人日	(") 14 人日

※見直し【なし】

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業の概要	就学児等の預かりや子育ての手助けなどの援助を受けることを希望する者（利用会員）と援助を行うことを希望する者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業。		
本町の現状	会員の登録、援助活動の仲介及び料金の支払い等、運營業務を長与町社会福祉協議会に委託している。町内在住者で、生後3か月から小学6年生までの子どもを持つ方が利用でき、地域で子育ての助け合い及び子育てのサポートとして、一時保育等を行っている。 今後、 <u>合計1,000人の会員登録を</u> 目指し、補助事業を活用することによって、社会福祉協議会への継続的な支援を行う。		
計画と実績の見込み (点検・評価)		H27 事業計画	実績【見込み】
	H27	(会員計) 526 人	(利用会員)533 人 (協力会員)184 人 (両会員)18 人
	H28	(") 526 人	(") 639 人 (") 188 人 (両会員)18 人
	H29	(") 526 人	(") 750 人 (") 250 人 (両会員)50 人
	H30	(") 526 人	(") 750 人 (") 250 人 (両会員)50 人
	H31	(") 526 人	(") 750 人 (") 250 人 (両会員)50 人

※見直し【あり】

見直し内容

地域での子育て支援において、更なる助け合い及び子育てのサポートを行うため、利用会員と協力会員を合わせて、合計1,000人の会員登録を見込み、見直しを図る。

⑧一時預かり事業

事業の概要	保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育園その他の場所で一時的に預かる事業。新制度（H27.4～）では、幼稚園の預かり保育も一時預かり事業に位置づけられる。		
本町の現状	町内の施設においては、町立1か所、私立9か所すべての保育所（園）・認定こども園で実施している。 引き続き、すべての保育所等で実施しながら、保護者の行事参加、育児疲れ等、保護者の負担軽減を図るため、本事業の普及を推進する。 ※下記人数は、町内在住者が町外の保育所等で事業を利用している児童を含む。		
計画と 実績の見込み (点検・評価)	H27 事業計画 (延べ)	実績 [見込み] (延べ)	
	H27	(一般型)2,223人 (幼稚園)5,195人	(一般型) 877人 (幼稚園)6,956人
	H28	(")2,210人 (")5,139人	(")1,139人 (")7,089人
	H29	(")2,174人 (")5,023人	(")1,200人 (")7,000人
	H30	(")2,147人 (")4,898人	(")1,200人 (")6,950人
H31	(")2,148人 (")4,894人	(")1,200人 (")6,900人	

※見直し【あり】

見直し内容

利用者の合計については、大きなかい離はないが、一般型と幼稚園型で別々に計画を見込む必要があるため、平成27年度及び平成28年度の実績を基に見直しを図る。

⑨延長保育事業

事業の概要	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日以外の日及び通常の利用時間帯以外の時間において、保育所、認定こども園等で保育を実施する事業。		
本町の現状	通常の利用時間以外の時間において、町内のすべての施設（町立1か所、私立9か所）で実施している。 利用者数は、年々増加傾向にあるため、引き続き、すべての保育所等で実施していく。		
計画と 実績の見込み (点検・評価)	H27 事業計画		実績【見込み】
	H27	(実利用者数) 354 人 9 か所	(実利用者数) 754 人 10 か所
	H28	(") 352 人 10 か所	(") 800 人 10 か所
	H29	(") 347 人 10 か所	(") 802 人 10 か所
	H30	(") 342 人 10 か所	(") 804 人 10 か所
H31	(") 342 人 10 か所	(") 807 人 10 か所	

※見直し【あり】

見直し内容

利用者が増加傾向にあること、また実施施設の増加（計画当初は7施設。現在は10施設）により、当初の計画より大きくかい離しているため、平成27年度及び平成28年度の実績を基に見直しを図る。

⑩病児保育事業

事業の概要	病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業。病児対応型・病後児対応型、体調不良児対応型、非施設型（訪問型）がある。		
本町の現状	時津町のこいで小児科に委託し、病児保育（病児対応型）を実施している。 （*）平成29年度においては、委託先（こいで小児科）の事情により、一時閉所中。		
計画と 実績の見込み (点検・評価)	H27 事業計画		実績【見込み】
	H27	(延べ利用者数) 420 人	(延べ利用者数) 324 人
	H28	(") 420 人	(") 489 人
	H29	(") 420 人	(") 200 人 (*)
	H30	(") 420 人	(") 420 人
H31	(") 420 人	(") 420 人	

※見直し【なし】

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業の概要	放課後帰宅しても、保護者が就労等により家庭にいない児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全育成を図る事業。	
本町の現状	現在、各小学校区、計10か所で実施している （保護者会運営－7か所 法人運営－3か所） 平成30年度から、1クラブ増設を予定している。 平日の放課後のほか、土曜日や夏休み等の長期休暇中にも実施している。	
計画と 実績の見込み （点検・評価）	H27 事業計画	
	H27	（登録児童数） 620 人
	H28	（ " ） 598 人
	H29	（ " ） 596 人
	H30	（ " ） 591 人
	実績【見込み】	
		（登録児童数） 471 人
		（ " ） 482 人
		（ " ） 522 人
		（ " ） 540 人
		（ " ） 550 人

※見直し【なし】

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業の概要	新制度で新たに導入された事業で、認定世帯へ教育・保育に必要な費用を助成する事業。 国が定める公定価格を基に、市町村は条例により利用者負担額を設定するが、施設によっては実費徴収などの上乗せ徴収を行う場合があり、公費による補助を行って低所得者の負担軽減を図るもの。
本町の現状	日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の助成を行っている。 【長与町特定教育・保育等実費徴収に係る補足給付事業実施要綱第4条】 （支給対象費用及び支給限度額） (1) 給食費 生活保護世帯等に属する対象児童1人当たり月額4,500円 (2) 教材費、行事費等（給食費を除く。） 生活保護世帯等に属する対象児童1人当たり月額2,500円
実績	平成27年度実績 （助成件数）2世帯 3人 （助成金額）5,120円 平成28年度実績 （助成件数）2世帯 4人 （助成金額）9,879円

※見直し【なし】

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業の概要	新制度で新たに導入された事業で、特定教育・保育施設等への民間事業者の参入を促進するための事業。 待機児童解消加速化プランに基づく保育の受け皿の確保、民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力活用を図る事業。
本町の現状	現在、長与町では対象なし。
実績及び見込み	実績及び見込みなし。

※見直し【なし】

長与町子ども・子育て会議委員名簿

※平成29年9月1日現在

No.	氏名	団体名・役職名等	備 考
1	[会長] 山口 朝三	長与町手をつなぐ育成会 会長	子どもの保護者代表
2	[副会長] 林田 薫	長与町民生委員児童委員協議会 (主任児童委員)	主任児童委員代表
3	佐藤 健一	長与町PTA連合会 会長	長与第二中学校
4	前原 麻美	長与町学童連絡協議会 会長	まるたんぼクラブ
5	渡邊 到紫子	かぜっこサークル 代表	地域子育て支援サークル代表
6	松尾 郁子	高田保育所 所長	公立保育所代表
7	大河 希衣子	長与保育園 園長	私立保育園代表
8	井川 祐子	上長与こども園 園長	幼稚園・認定こども園代表
9	山内 正秀	洗切小学校 校長	小・中学校長会代表
10	松下 一徳	長与町子ども会育成会連絡協議会 会長	子育て支援団体代表
11	森田 宏子	長与南児童館 厚生員	児童館厚生員代表
12	佐藤 琢磨	児童クラブクローバー 支援員	放課後児童クラブ支援員代表
13	寿田 慶子	長与町母子保健推進員協議会 会長	母子保健推進員協議会
14	峰 修子	長与町教育委員会教育総務課 (総務係長)	
15	志田 瞳	長与町住民福祉部こども政策課 (母子保健係[保健師])	